

求職者等に対するハラスメントの防止に関する方針

公益財団法人岩手県下水道公社（以下「公社」という。）は、求職者等に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等を防止し、安心して求職活動等を行うことができる環境を確保するため、全ての役職員が遵守すべき事項を方針として定めます。

1 求職者等及び求職活動等の定義

（１） 求職者等

- ・ 当公社の求人に応募する求職者
- ・ 求職者以外の者であって、当公社が実施する労働者の採用に資する活動（説明会等）に参加する者及びその他実習等に参加する者

（２） 求職活動等

- ・ 求職者が行う求職活動
 - ・ 求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動（オンライン上で行われるものも含みます。）
- 《例》求人への応募、採用面接への参加、インターンシップへの参加、職員訪問、説明会等（大学での説明会を含む）への参加、実習等への参加など

2 求職者に対するハラスメントの例

以下は主な例ですが、これらに限るものではありません。

- ・ 業務上必要性のない性的な質問又は発言
- ・ 恋人、結婚予定、妊娠・出産予定等に関する不適切な質問
- ・ 容姿、服装等に関する不適切な言及
- ・ 私的な連絡先交換の要求
- ・ SNS等を利用した私的接触
- ・ 食事、交際等の執拗な誘い
- ・ 性別に基づく差別的言動
- ・ 採否に影響することを示唆した不適切な言動

3 求職者等への対応

採用面接、説明会その他求職者等への対応にあたっては、業務上必要かつ適正な範囲で行い、求職者等に不安や不快感を与えないよう十分に配慮します。

4 相談窓口

当公社の求職者等へのハラスメントに関する相談や報告は相談窓口で受け付けます。また、相談や報告、事実関係の確認等を理由として不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

《ハラスメント相談窓口》

公益財団法人岩手県下水道公社

企画管理課 ハラスメント相談窓口

電 話 : 019-638-2623

メール : webmaster@isf.or.jp

公益財団法人岩手県下水道公社